

産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱

制定 平成 14 年 9 月 19 日 14 環廃産第 320 号

改定 令和 8 年 3 月 30 日 7 環資産第 784 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理を推進する観点から、知事が産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分の実態を把握するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(実績報告書の提出)

第 3 条 知事は、処理業者に対し、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、別記第 1 号様式から第 4 号様式までのうち該当する様式による実績報告書の提出を求めるものとする。

(実績報告書の活用)

第 4 条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書について集計等を行い、次の活用を図るものとする。

- 一．産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る規制監視業務における基礎資料とすること。
- 二．東京都における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る計画書、報告書等の作成の際の基礎資料とすること。
- 三．その他産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理のための基礎資料とすること。

附則

この要綱は、平成 14 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）その1

産業廃棄物収集運搬業実績報告書（令和 年度）

（特別管理産業廃棄物を除く。）

東京都知事 殿

【報告者】
住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日

運搬実績		左記①～③のいずれかの実績					
① 東京都内(八王子市除く。) ⇒ 東京都内(八王子市除く。) ② 東京都内(八王子市除く。) ⇒ 他道府県又は八王子市 ③ 他道府県又は八王子市 ⇒ 東京都内(八王子市除く。)		あり	なし				
担当者氏名		担当者電話番号					
産業廃棄物の収集運搬受託量		※自社運搬(排出者と運搬受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。					
コード	種類	【単位：トン(t)/年】		種類	【単位：トン(t)/年】		
		百十 万 千 百 一	少 数 点 以下 6 桁		百十 万 千 百 一	少 数 点 以下 6 桁	
0100	燃え殻			1300	紙くず		
0200	汚泥			1400	木くず		
0300	廃油			1500	繊維くず		
0400	廃酸			1600	動植物性残さ		
0500	廃アルカリ			1700	動物系固形不要物		
0600	廃プラスチック類			1800	動物のふん尿		
0700	ゴムくず			1900	動物の死体		
0800	金属くず			2000	産業廃棄物を処分するために処 理したもの		
0900	ガラス・コンクリート・陶磁器くず			5000	石綿含有産業廃棄物		
1000	鉱さい			6100	水銀含有ばいじん等		
1100	がれき類（建設廃材のコンクリートを含む。）			6200	水銀使用製品産業廃棄物		
1200	ばいじん				合計		

注1： がれき類などに該当するものであっても、石綿を含有する場合は「5000 石綿含有産業廃棄物」に分類してください。(0100～2000のコードに計上しない
てください。)注2： 金属くず、廃プラスチック類、汚泥などに該当するものでも、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」とマニフェストに記載されて
いる場合は、「6100 水銀含有ばいじん等」、「6200 水銀使用製品産業廃棄物」に分類してください。(0100～2000のコードに計上しないでください。)注3： 「m³」「kg」は、「t」に換算し記入してください。

第2号様式（第3条関係）その1

特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書（令和 年度）

年 月 日

東京都知事 殿

【報告者】

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

左記①～③のいずれかの
実績

あり なし

許可番号 13 — —

担当者電話番号

担当者氏名

特別管理産業廃棄物の収集運搬受託量

※自社運搬(排出者と運搬受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

コード	種類	数量		コード	種類	数量	
		【単位：トン(t)/年】 百十 万	【単位：トン(t)/年】 少数点 以下6桁			【単位：トン(t)/年】 百十 万	【単位：トン(t)/年】 少数点 以下6桁
0350	引火性廃油（6003を除く。）			6001	燃え殻（有害）		
0450	強廃酸（6004を除く。）			6002	汚泥（有害）		
0550	強廃アルカリ（6005を除く。）			6003	廃油（有害）		
2150	感染性産業廃棄物			6004	廃酸（有害）		
2251	廃ポリ塩化ビフェニル			6005	廃アルカリ（有害）		
2252	ポリ塩化ビフェニル汚染物			6006	銻さい（有害）		
2253	ポリ塩化ビフェニル処理物			6007	ばいじん（有害）		
2350	廃石綿等			6008	廃水銀等		

注：「m³」「kg」は、「t」に換算し記入してください。

合計

第4号様式（第3条関係）その1

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書（令和 年度）

年 月 日

東京都知事 殿

【報告者】
住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

東京都内(八王子市除く。)における処理実績	あり	なし	許可番号	13	—
担当者氏名	担当者電話番号				

特別管理産業廃棄物の処分量

※自社処理(排出者と処分受託者が自社の場合)は、集計から除いてください。

コード	種類	数量			種類	数量		
		【単位：トン(t)/年】				【単位：トン(t)/年】		
		百十 万	少 数 点 以下 6 桁	小 数 点 以下 6 桁		百十 万	少 数 点 以下 6 桁	小 数 点 以下 6 桁
0350	引火性廃油（6003を除く。）			●	6001	燃え殻（有害）		●
0450	強廃酸（6004を除く。）			●	6002	汚泥（有害）		●
0550	強廃アルカリ（6005を除く。）			●	6003	廃油（有害）		●
2150	感染性産業廃棄物			●	6004	廃酸（有害）		●
2251	廃ポリ塩化ビフェニル			●	6005	廃アルカリ（有害）		●
2252	ポリ塩化ビフェニル汚染物			●	6006	鋳さい（有害）		●
2253	ポリ塩化ビフェニル処理物			●	6007	ばいじん（有害）		●
2350	廃石綿等			●	6008	廃水銀等		●
					合 計			

注：「m³」「kg」は、「t」に換算し記入してください。

